

6 番 おはようございます。通告1番、6番議員、細田勝治です。通告に従いまして、大災害時における行政の対応準備の現状を問うといったしまして、1、災害発生時の備蓄の現状、2、避難行動要支援者の避難に関する現状、3、町の地震の想定から活断層が変更になった理由の3点について質問をいたします。

4月14日、熊本県で5年前の東日本大震災以来の大地震が発生し、49人の犠牲者や、一部仮設住宅ができたとはいえ、いまだに不便な避難生活を余儀なくされている方々と、大きな災害になってしまいました。神縄・国府津一松田断層など大きな活断層が確認された、大地震が想定される県西に住む我々にとっては他人事とは思えません。そこで改めて町の防災への対応の準備の現状をお伺いいたします。

最初に、町の災害発生時の備蓄の現状についてです。発生当初、熊本県では多くの避難所で食料や水等、日常の生活物資が避難者に十分に届きませんでした。生活の不安に悩まされ、また特にトイレの不足を中心にして避難所での感染症の発生等、衛生管理の面で大変な心配が報道されました。大井町では平成25年3月に出されました大井町地域防災計画によりますと、備蓄に関しては救急医療品の備蓄管理に関する協定及び町防災備蓄一覧表があります。町としては、発生後すぐにも町民に対応しなければならないこれらの物資を準備しておくことが当然であります。計画書には備蓄の種類と数しか記入されておりません。町民にとってどこの備蓄倉庫には何がどれだけあるのか、これが大きな関心事であります。多くの関連業者や事業所などの協定協力が結ばれているとはいえ、どこの備蓄倉庫に何人分の水や食料があり、それは避難した町民にとって何日分の量なのか、明確にしておく必要があります。

また、備蓄一覧表に掲載されている1万2,500食のアルファ米。また、8,340食のサバイバルフーズは、避難所生活を送る何人の町民の数を想定しているのでしょうか。大災害時の備蓄に関するマニュアルや、町としての備蓄基準を設定し、それに基づいた備蓄計画を展開すべきだと考えます。どのようにお考えかお伺いいたします。

次に、避難行動要支援者の避難に関する現状についてお伺いいたします。

大井町では平成19年7月に大井町要援護者制度として、災害時要援護者支援制度ができました。日常の生活はもとより、災害時などに地域の中で支援を受けられるようとする制度です。平成25年に災害対策基本法の改正があり、災害時要援護者名簿は、避難行動要支援者名簿に改められて作成が義務づけられました。この名簿は災害発生時には要援護者の

同意がなくても避難支援関係者には氏名が提供できますが、災害前つまり平常時では個人情報の観点から本人が同意するか、または大井町では制定されていませんが、条例に特別の定めがある場合にのみ情報の開示が限られています。大井町では、要援護者自身が情報開示に同意する書類に押印して申請書を提出しているために、多くの場合懸念はありません。しかし、健常者である地域支援者にとって大規模な災害が発生した場合、実際に要援護者へ対応すること、つまり救援活動ができるのでしょうか。地域の自主防災組織では毎年の総合防災訓練時には要支援者への見回りや声掛け等の訓練を実施しておりますが、要支援者への対応方法、介助の知識や技術、車いす等の介助用品には限界があります。つまり、実際に大災害が発生した場合、避難行動要支援者に対する支援の対応は、地域の自主防災組織が大半を担うことになりますが、そこにはおのずと限界があるということです。人的被害をゼロにするためにも、また体の不自由な人たち、あるいは高齢者を安全に避難させるためにも、町としてこの課題と正面から取り組む訓練を実施する必要があると考えます。町としてどのような取り組みをなされるかお考えを伺います。

次に町の地震の想定から活断層が変更になった理由について伺います。

先日、市民のための生活情報誌「おおい生活ガイド2016年度保存版」が全戸配布されました。幅広い行政サービスが確認できて、実用的で有用な冊子ですが、その中から1点お伺いいたします。

大井町で想定されている地震として、1、神奈川県西部地震から、6、大正型関東地震まで、大井町に影響を与える地震の説明がありますが、2013年度版には明確に記載されている神縄・国府津一松田断層が原因とする地震が2016年度版には入っておりません。多くの最近の資料によりますと、確かに神縄・国府津一松田断層の存在はいろいろと物議が交わされていますが、確定したものではないはずです。まして、地域防災計画ではこの断層の存在もその危険性も明確になっております。時代とともに諸説が変化していくことは十分に理解できますが、この書籍の記載変更は関係部署で検討された上での結論なのでしょうか。あるいは、県等の資料をそのまま転載されたのでしょうか。この本の発行にあたっては、間宮町長がコメントを出されております。保存版である公式の書籍であるはずですが、なぜ変更されたのかその経緯をお伺いいたします。

以上で、登壇での質問とさせていただきます。

議
町

長 答弁願います。

長 改めましておはようございます。それでは通告1番、細田勝治議員の御質問にお答えをさせていただくわけでございます。

大災害時における行政の対応準備の現状というような御質問で、詳細に3点頂戴しておるわけでございますが、今、すぐ話題になるのはまずは安全、安心の話題であるわけでございます。先般も県の幹部と町村長との懇談の場があったわけでございますが、過去には安全、安心の話つていうのはあまりいかなかつたんですね。警察本部長が答弁するなんてことは考えてもつかなかつたんですが、どちらかというと政策的な議論にいくところだったんですが、今もう安全、安心でどうだどうだとか、横断歩道がどうだどうだとかっていうような、そんな話題が首長と県の幹部とやられるような時代。それだけ安全、安心っていうかそういうことも話題になる世の中になつたというようなことでございます。

そんな中で一つ気がかりな点があるわけでございます。あるところで火災があつたわけでございます。自治会長さん何人かお見えであったんですが、昼ごろになつたらお帰りになつてしまつて、本来であれば自治会長さんは炊き出しの準備をどうするのかとかっていう御心配をいただきなければいかない場面も帰つてしまつて、12時半ごろ鎮火をようやくしまして、解散するときはどなたも自治会長さんがいらっしゃらなかつたというようなことになつたわけでございますが、大変安全、安心には関心があるわけでございますが、意外にそのときの行動を見ますと、やじうま的な行動をとられる方もあると思いまして、この辺のところが本当に安全、安心、自分の身を守る、地域の身を守るつてことでやはりそこに身を置いていただかなければならんじやなかろうかなというような強い思いをするところでございます。街灯、防犯灯というようなこともあります、やはりみずから身を守るんであれば懐中電灯を持つ、こんなことも必要じやなかろうかな。こんなことが根底にあっての安全、安心じやなかろうかなと考えるところでございます。

特に大災害時におけるというようなことでございますが、お話の内容を伺いますと地震を想定した大災害時じやなかろうかなと思うところでございます。私もこここのところ非常に大きな地震に直面しておるわけでございますから、国のいろんな指定を受けるような災害を大体5年に一遍、地震だけでも起きてるんですね。そのほかに白馬村であった地震だとか、家が倒壊しました、これも。それから東北の岩手と宮城県の境であつた地震等も、とうとう揺れましてですね、3年に一遍大きな地震が発生してるというような状況じやなかろうかなと思うわけでございます。

そんな中、対応準備というのもそれぞれテクニックが上がつてきたというようなことも言えんじやなかろうかなというように思います。先般の熊本地震におきましても、先方に電話して何か物資をあれしましよう

かと。物資の面ではもう結構です。我々対応できます。そしてあれは避難所等で物が、食料だとか水が回らないのは、物があってもそこへ持っていくだけのマンパワーが、配給するそういうふうなシステムとかマンパワーが不足してるわけでございまして、これはやはり1日そこらでかかつてしまうんじやなかろうかと。我々職員の参集においてもやはりその地震の規模で大きければ大きいほど職員の参集っていうのはおくれるわけでありまして、そんな中で近年では3日分の食料と3日分の飲料水を持て。この間も国務大臣河野太郎さんの話を聞きましたら、3日分の食料と3日分の飲料水、これ常識だというようなことなんですね。ですから、もう避難準備もやはり少なくとも水と3日分までいかなくともトータル食料は持って避難してくるというようなことが、これから想定して対応していく必要でも、よろしいんじやなかろうかなというように思いますし、またどうしても家屋が倒壊したりして飲料水だとか食料持つてこれない方も確かにあろうかと思いますが、そんなことも一つ考えた中、やってく食料の備蓄等もしていくわけでございますが、これも制度の中である程度するよう、持つというようなことになっておるわけでございます。

そんな中で本町は食料に関しましては町内6カ所の広域避難所の施設の収容人数が約2,500人としております。そしてその3日分にあたる2万2,500食を目安に備蓄計画を進めておるものでございます。現在の備蓄量はサバイバルフーズで8,400食、アルファ米1万食。計1万8,400食を各広域避難場所の備蓄倉庫に分け保管をしておるところでございます。

また、今年9月にはアルファ米2,500食分の追加購入を予定をしておるところでございます。なお、食料については賞味期限もございますので、備蓄食糧が同時期に消費期限を迎ぬよう、5年サイクルでの分割購入により入れかえ及び追加購入を計画実施しているところでございます。

災害時の飲料水の供給に関しましては、一人1日3リットル程度給水量として計画をし、もっておるところでございます。現在広域避難場所となっておる小中学校4校には、各31トンの非常用飲料水、貯留槽をグラウンドに埋設しております、同広域避難場所の防災倉庫に備えた給水器具で給水可能なため、初動態勢はこちらで給水をメインに、さらに町内の6カ所の緊急遮断面つき配水池の容量が約8,000トンありますので、水道事業で保有する給水タンク等を使用して、広域避難所等での給水を計画をするというようなものをもっておるところでございます。

また現在、災害時の飲料水提供に関して協定を結んでいる町内の飲料水メーカーからは、500ミリリットルのペットボトル1,008本の提供を受

け、総合体育館内に備蓄しておるところでございます。その他一般家庭で保有する井戸についても、防災用井戸としての活用を目指し、町で水質検査を実施してゐるものがあり、これらについても有事には活用を予定しておるところでございます。

その他の備蓄資材につきましても、広域避難所施設の収容人数等を考慮した全体整備を進める中、備蓄先は初動体制を考え6カ所の広域避難場所の防災倉庫を原則に一部のストックを金子防災倉庫で行う運用をしておるところでございます。

主な備蓄資材等の状況といたしまして、簡易トイレが車いす用を含め137台、毛布及び寝袋が2,364枚、空気式床マット、プライベートルームが各720セット、その他防水シート、テント、炊き出し用釜や給水用機材、濾水機、発電機、投光器等、各広域避難所に配備できるよう一定数量を整備しております。また、懐中電灯やろうそく、給食用の器具・容器や石けん・トイレットペーパー・ティッシュペーパー等の日用消耗品、救急箱、災害時用事務用品、応急危険度判定用品、トリアージ用品、有事に必要と思われるさまざまな物を備蓄しておるものでございます。

また、各備蓄倉庫は毎月15日の「町民防災の日」にあわせて職員で点検に回り、発電機やチェーンソーといった資機材は実際にエンジンをかけ、有事の使用に支障がないとされておるところでございます。

これらの備蓄品の整備状況を始めとする町の取り組みに関しましては、防災に関する出前講座などで話をさせていただく機会はたくさんございましたが、今後は町の備蓄状況について、より広く情報発信をするとともに、合わせて住民の皆さんにも日ごろの備えを継続してお願いしてまいりたいというような考えでございます。町の職員もそれぞれが3日分ぐらいの食料、飲料等も確保して、ここでもっておるというようなことでございます。この間、某大臣が現地に行って、バナナ一本ぐらい食べたいって言われたわけでございますが、当然我々も食べ物摂取しなければこの血のめぐりも体力もつかないわけでございますから、どうしてもそういうものは用意して、自分たちである程度交互に補給しなければ町民の皆さんへの対応できませんもんで、そういう対応を取らせていただいておりますし、私も寝袋等も限られた時間で寝なければなりませんもんで、ウイスキー等もちろん寝袋と枕から全部用意してあって、着さえも役場のほうに用意してございます。やはりそんなことも我々にとつても課せられたことじやなかろうかなと考えるとところでございます。

2点目の御質問でございますが、町では平成26年の避難行動要支援者制度の判定に基づき、災害時において自力で避難することが困難な方々

を対象といたしまして、旧要援護者支援制度に基づき登録をされた方に加え、旧制度に登録をしていない方であっても一定の介護認定や障害認定等を受けている方について、関係部局が把握している情報を収集し、

「避難行動要支援者名簿」を作成しております。さらに個別支援計画につきましては、各名簿登録者の同意を得た上で、自治会や消防などの関係機関へ情報を提供し、地域での活用をお願いしているところであります。

こうしたなか、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合は、大井町避難行動要支援者避難支援全体計画により、避難行動要支援者の避難の支援、安否の確認、その他生命または身体を災害から保護するための必要な措置などの避難支援等について、消防、警察、自主防災組織などの避難支援等関係者の協力のもと、名簿情報に基づいて実施をするところであるというようなことでございます。

また、町は、発災の可能性が予見できる風水害時などにおいては、要配慮者、特に避難行動に時間を要する方が避難行動を開始しなければならない段階を的確に見定めまして、避難勧告に先立った「避難準備情報」の発表を躊躇することなく行ってまいります。

町といたしましては、自主防災組織や地域住民の方につきましては、地域の実情や被災の状況に応じて可能な範囲で避難支援等をお願いするものであり、自主防災組織や地域住民で対応できない避難支援等については、警察、消防などの関係機関と連携して行っていきたいというような考え方でございます。

ただし、地震災害など突発的に広域被害が発生する災害時におきましては、その初動態勢に地域皆さんの助け合いが不可欠であるのも事実であります。そういうことからも避難行動要支援者の避難訓練につきましては、御家族、支援者と一緒に各地域の自主防災組織の防災訓練に参加していただきまして、避難体制の確認を行っていただきたいものと考えておるところでございます。

避難要支援者も避難支援関係者も基本的には同じ被災者であるという立場でありますので、まずは自分の身は自分で守ることを基本として災害に備えていただきなければならないわけでございます。加えて、災害時の支援のみでなく、日ごろからの隣近といいますか、隣近所同士の方々が気軽に話し合いができる関係を築いてていただくというようなことが、何がともあれ地域の防災力を高めていただける、一つの大きな礎に私はなるんじやなかろうかなと考えておるところでございます。

近年ではこのようなことをしなければ、個人情報だとかまた何ですか、支援が受けられないとかっていうようなことでございますが、当然向こう3軒両隣できちつとした関係をつくっておくというようなことが日ごろから大切じやなかろうかなと思いますし、ある面ではそうやって手を携えていただくような方に自分の個人情報をある程度知らさなければこれはちゃんとした対応はできないんじやなかろうかなというように考えるわけでございますが、この辺のところが非常に難しい世の中になりました。そういう関係でぎくしゃくしますもんで、こういう制度を立ち上げなければならないということ、非常に残念ですが、こういうこと立ち上げなければならないということは地域間の連携とコミュニティというのは、私はある面では崩壊してからこういうものをつくるなければならないんじゃないかなと非常に残念な傾向にあるというようなことも一つ反面言えるんじやなかろうかなと危惧するところでございます。しかしながら制度としてこういうものを立ち上げておるところです。

3つ目の御質問でございますが、神縄・国府津一松田断層については阪神・淡路大震災を機に「活断層」という言葉が一躍注目を浴びるようになって以降、同断層については国・県の本格的な調査が行われました。

同断層はこれまで、単独でマグニチュード7.5程度という内陸では最大規模の大地震を起こす活断層として、さらに30年以内の地震発生確率が最大16%と国内トップの切迫性をもった活断層として位置づけられてきました。その後の最新の地下構造調査で、神縄断層は活動終了、国府津一松田断層はプレート境界から枝分かれした分岐断層であることが判明し、地震調査委員会もその新知見を踏まえ、平成26年12月の長期評価部会で「相模トラフ沿いのマグニチュード8クラスの地震の何回かに1回の割合で同時に動く」という可能性を示した上で、単独で地震を起こす可能性は低い旨の大幅な判断見直しを公表したところであり、以降、同断層帶に関しては、地震発生確率の算出対象からも外されておるという実情でございまして、今回、「おおい生活ガイド」にお示しした想定地震に関しては、こういった最新知見を踏まえ、平成27年3月に神奈川県地震被害想定調査委員会が新たにまとめた「神奈川県地震被害想定調査報告書」において想定地震とされたものでございました、大井町に大きな影響を与える5つの地震を記載させていただいたというようなものでございます。

同報告書におきましては、発生確率が極めて低く、超長期的な対応となる地震や、国の被害想定において被害量が想定されていない地震については、「参考地震」として津波等の一部の被害予測のみ行われており、国府津一松田断層帯に係る連動地震に関しましても、現在はこの「参考地震」に分類され津波被害に係る参考想定のみが行われている状況であるということでございます。

今後、同報告書の想定地震をもとに、本町においても地域防災計画における想定地震の改訂作業を進めて行く形となります。同断層の存在や連動性地震の存在や連動性地震の新知見に関する記述し、情報発信をしてまいりたいと考えておるところでございます。

なお、同断層の位置等の情報は、現在も住民及び建築開発業者等へ提供しており、防災安全室窓口で図面を配付しておるものでございます。今後も同様に情報は提供して参りたいというようなことでございます。そのような新知見が出たというようなことでございますが、我々幾たびいろんなことが起こるわけでございますが、地震学者に多額の金額を研究開発として出してるんですが、それに我々が踊らされ、そしてその対応をし、多額の金額をつぎ込んで備蓄品等も整備しておるわけでございますが、この辺のところはどこが信用していいのかというようなことになってしまふわけでございますが、我々としてはこういうような科学的見地に基づいて執行していかなければならないというようなことは御理解いただきなければならないわけでございまして、以上答弁とさせていただきます。

6 番 再質問させていただきます。

最初に町長に伺いたいんですが、先ほどのただいまの御答弁の中でいわゆる災害弱者と言われる方々に対しての避難訓練を含めた避難への対応ということで、私も一般質問のほうでも申し上げましたように、町としてというのは、やっぱり自主防災として災害弱者に対する訓練、あるいは対応これは今申し上げたようにどうしても限界があります。限界があります。1人も人的災害を出さないという想定からいきますと、やはり町として広域あるいは総合防災訓練等を通してどんな風にこの災害弱者に対して避難訓練を取り組まれて行くのか、これを具体的に町として取り組んでいただきたいということを強く申し上げたいんですが、その辺の状況はいかがかお伺いいたします。

町長 詳細は冒頭私のほうから御答弁させていただきまして、詳細につきましては担当から答弁をさせていただきたいと思います。

町で訓練をやれというようなことでございますが、町も特に地震の場合は職員も被災者である。そのような中で、町が訓練をいくらといいますか、町は防災災害対策本部としての訓練はやらなければならないことでございます。末端のその辺のところは、やはり自主防災の皆さん方にやっていただきなければならないことでございますし、町が押し付けっていうよりも基本的な過去にもやりました。そういうような点の中で、それぞれがそれぞれのできる範囲でやっていかなければならぬわけでございまして、この辺のところを町が防災訓練の中でやるということよりも、あくまでも防災訓練において自主防災の皆さんのが自主的にどういうことができるのかというようなことの中でやっていただきなければならないわけでございます。我々が自主防災のところに行ってやつてもこれ何ら意味はないんじやなかろうかなと。町は町の災害対策本部としての訓練をしなければ、このところをよく御理解していただいた上で、地域でやっぱりやっていただくというようなことしかなく、それと同時に訓練っていうことよりも、いかに助け出して安全確保するかというようなことで、難しい問題っていうのはどこにあるのかっていうようなことでございますが、一番はやはり個人情報をどう扱うかとかっていうところでございますもんで、こちら辺のところは町も指標としてお示したものを使っていただくというようなことにならざるを得ないんじやなかろうかというように考えておるところでございます。

防災安全室長 被害支援者の避難訓練につきましては、私のほうで詳細にお答えさせていただきます。

現状の訓練でございますが、町の総合防災訓練の際に、参集状況等の情報伝達訓練を町災害対策本部と各自主防災の間で実施しております。要支援者を含めまして、その辺の安否確認の情報はいただいてるところでです。その後につきましては、実際のところは避難誘導につながるような実働的な訓練は行っていないのが現状でございます。ただし先ほども町長の答弁がありましたように、避難行動要支援者の避難につきましては、一時的には広域避難所へ避難していただくということを想定しております。災害時の要支援者の早期避難となると、どうしても自主防災組織、近隣住民の協力を得ざるを得ないということで考えております。町としても、地域全体で取り組む訓練ということでは、要支援者についてもぜひ家族、支援者とともに各自主防災の防災訓練に参加していただき、安全に避難できるよう災害時の避難体制を確認をお願いできればということで考えてございます。

具体的訓練ということであれば、昨年宿泊訓練を実施しました。その中で、要支援者も1名御家族の方と参加していただきました。その際に「いい経験になった」という御意見をいただいたところなので、ぜひその辺をよろしくお願ひしたいということで考えてございます。

以上です。

6 番 今、御答弁の中でやはりどうしても地域自主防災としては納得できない部分っていうのがあるんですね。自主防災としては、そういういわゆる災害弱者という言葉は私余りすきじゃないんですけど使わせていただきますと、そういう方に対しての具体的な対応というと、安全確認、安否確認ですね。それと声掛け、この程度しかなかなかできません。実際そういう方を引っ張り出して助け出して、じゃあ今室長おっしゃったように安全なところへ連れて行こうとか、そういう訓練まではなかなかできないわけですよ。それで、要は訓練でできない以上は、じゃあ実際の災害があったときにそういうことができるかって言ったらまず9割以上はできないでしょう。自分たちのことが精いっぱいということになるわけですね。そういう意味でも、いろいろな技術的な問題もあるでしょう。器具的な問題もあるでしょうし、いろんなそういう対応に対しての取り組み方もあるでしょうし、そういうことを町で何だかの形で示してほしいっていうことなんですね。いろんな例えばマニュアルみたいなものがあるのかどうか。そういうことなんです。町の職員が来て助け出してほしいというようなことは一切考えておりません、自主防災としては。そうじゃなくて、じゃあ例えばですよ、例えば身体的に非常に不自由な方に対して、こうしたらいい、ああしたらいいということですね。例えば、自主防災では担架を毛布をつくって簡易担架等でそういう方を乗せて運ぶってことは訓練でやってます。やってます。だけど、実際の場でそういうことができるかっていうとなかなかできないのは現状なんですね。ですから、そういうことに対して町としてどんなふうに、正面から取り組んでもらいたいとは思います。だから、そういうことで今、町長おっしゃったようないろんな問題もあるでしょうし、もちろん自主防災にしても大きな制限があるわけです。その中でできるものがどんなものがあるかっていうことでいろいろ検討はしてるんですけど、町として大きな指針を示していただければなど、このように思います。いかがでしょうか。

防災安全室長 ただいまありました具体的な指針というか、訓練を町のほうで示していただきたいということでございますが、地域防災計画の中でそういった要支援者の支援対策ということでは、自主防災を中心に町として取り組ん

でいくということで記述はございます。そういった形からも、毎年町のほうでは6月に自主防災をリーダー研修ということで、そういった消防学校に行ったりして実働の訓練等を積んでいただいて、救出だとか簡易担架の搬送だとかやっていただいております。そういった地域の中でもそういった活動ができるということで、今後ふやしていきたいというのが実情なんですが、1点、今後訓練の中に組み込むという形では、消防団を含めた連携と言った意味でさらなる消防団との両方で消防団の理解が得られるならば、そういった形で派遣訓練を取り組んでいけたらなということでは考えてございます。

以上です。

6 番　　はい、わかりました。災害弱者っていうのはいろんな意味で我々にとっては大きな課題でもありますし、どうしてもやっぱり助け出していくかなきやいけない人たちなわけですね。これからもよろしくお願ひいたします。

それでは次に、備蓄の食糧についてちょっとお尋ねします。

近隣1市4町で双方の協定結んでるわけですが、近隣1市4町では当然同一災害ということで、同じ被災を受けてしまうことは当然想定されます。そのために、栃木県の茂木町だとか群馬県の榛東村ですか、と援助協定結んでるわけですが、きょうにあしたにっていうことは、即対応していただくなっていうのはなかなか難しいかなとこんなふうに思われます。

また、これはちょっと昨年の資料になって古いんですが、県内市町村の備蓄食の合計、これは485万食分あるんだそうです。神奈川県の中にね。随分あるなと思われますが、これ想定避難者一人あたり1.3食分しかない数字だそうです。そのためにじやあ万が一のときに、大井町が大井町の町民のためのやっぱり備蓄っていうものが当然必要になってくるんだろうと、こんなふうに思われます。これに対して、例えば横浜市でアンケート取ったんですが、水、今、町長言わされたように、水の備蓄っていうのは非常に大事なんですね。これが1日の備蓄量を換算しますと、この水の備蓄をしていない人が40%あるそうです。というのはやっぱり備蓄っていうのはなかなか頭ではわかっていても、供えられないっていう物なんですね。それだけに神奈川県でこれだけ多くの食料が備蓄されてるのに、たった一人1.3食分しかないということを考えますと、じやあ大井町ではどうかということなんですね。そんなことで、今まで恐らくアンケート等を取ったことないかと思うんですが、大井町の町民はこの今町長がおっしゃった水だとか食糧、この3日分。河野大臣なんかに言わ

せれば、できれば1週間分の備蓄が欲しいということをおっしゃってられるわけですけども、そういうことに対する町民の意識、あるいは実際こういったものをアンケート等で調べてもいいんじゃないかなと、こんなふうに思いますかがでどうか。

町長 まずは、災害時これみんなが被災を受けるわけであります。そんな中で、やはりこのところの一つの有事に備えて3日分の食糧と水を持つということは、やっぱり国民運動的にやってく必要があるんじやなかろうかなと思いますし、これをあえてアンケート調査をするなんていうことよりも、やはりこないだ河野大臣が言うには、「このくらいのことをとかなきやもう恥ずかしいですよ」だから極端に言えば、「避難所に来てからなんかもらわなきやいけねえんだ」っていうふうなことじゃなくて、やはり避難所に行くにもできる限り持っていくというようなことじやなかろうかなと思います。我々も非常に職員も極端に言えば、町民の皆さん方には備蓄品を、食糧も配布できます。しかしながら、我々も食べなければやはり脳の回りもやっぱり体力もあれですから、ですから我々は我々として買って備蓄し、きちんと仕事をするためにそういう食糧を確保していくというようなことでございます。町民の皆さん方もやはりそこを汲んでいただきたいと思う。

それから私は阪神・淡路大震災のときに、被災者の人が、あとで講演を聞いたことがあるんですけど、自分の息子さんが見つからなくなっちゃったと。もう食欲なんか沸かない。自分の手がもう血だらけになってもそれでも痛さを感じなかったということなんですね。どちらかというと、食糧が足らないっていうようなことをマイク向けられて言える人だっていうのは、まだ幸せのほうなんだというようなことなんですね。ですから、これは一つの防災の国民運動として備え3日分食糧、それから最低限の下着だとか着るもの。だから町の参考訓練りますよ。冬なんて車で来てつからね、薄いシャツの上ジャンパー1枚着てるけど、とんでもない。救助してもらうために来てるようなもんじやないかっていうの。我々は救助する助ける側だから。少なくとも食糧から何から全てのものをですね。だからやはり自衛隊さんに威張られちゃうのは、「私たちは食糧から何から寝るところから全部完結編で皆さん方救助に行きます」って自衛隊に言われるんですね。ボランティアとかほかが来ても完結編じゃないんですよね。ここに問題があるわけございますが、我々も救助される側になったときも、少なくともやはり身の回りのものをそれなりに用意しとくというようなことが必要じやなかろうかと。これはぜひ大井町の町民運動として3日分、少なくとも身の回りの食糧等

も含めて身の回りの品を身近におくっていうようなことを、そんな運動をこれから展開していく必要があるんじやないかと、そんな思いでございます。

6 番 今、町民運動ということで3日分の備蓄ということに取り組んでいただけるというお話をございました。ぜひ展開していただきたいなと思います。

時間なくなりましたけど、避難所の中の一つの福祉避難所について伺います。いわゆる福祉避難所は常設されてるわけじゃございません。災害が発生したときにいわゆる災害弱者のための避難所ということで設定されるわけですけども、現在、大井町はどこにどういうような形で設定されるのか、それをお伺いいたします。

防災安全室長 福祉避難所の指定の状況などでございますが、現在のところ大井町では指定ございません。計画の中では今後その社会福祉施設等を活用した中で指定ができればということで、関係部局と今後協定等の関係で締結していきたいと考えております。

6 番 今、室長のお答え、御答弁なんですが、これは以前この計画書ができた時点で福祉避難所については検討しますという、わずかこの1行なんですがこれだけ書いてあるんです。これだけ日にちがたってこんな重要な避難所をいまだに検討するということでは、我々町民がなかなか理解できません。それが一つ。それと、あそこの健康福祉センターですね。あそこを一つの場所として町民から多く望まれてるわけですね。なぜかっていうと、あそこに作業所があるわけです。非常に子どもさんたちにとって居場所がいい、居心地がいい場所だというふうに町民から強く望まれてます。これからは検討していただけるということであれば、その場所を一つ加えていただきたいんですが、合わせてお願いします。

介護福祉課長 今の件について御答弁させていただきます。

福祉避難所につきまして、高齢者施設のことを想定をしておりますので、私のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思います。

議員おっしゃるとおり、近年各自治体におきまして高齢者施設との協定ということにつきましては、そういう動きが進んでいるということでございます。本町におきましても今まで検討してきたということでございますけども、当然災害が発生したときに、その高齢者施設その後の従来の機能がどういうふうになっていくかということもありますし、当然その機能が損なわれないようにしなければいけないということもあります。それに伴ってまた要は食堂等の余裕のあるスペースに臨時のベッドを置いたりとかいうようなことになりますので、そういういった資料の調

達とかそういった方法について、保管の方法ですね、そういった方法についても検討していかなきやいけないということで、なかなか調整は進んでなかつたというのは事実でございます。その当時も要は特養とかグループホームしか今のところ町内そういう施設がございませんでしたけれども、近年いわゆる介護つきの優良住宅ですね、そういったものもふえてきてますので、そういったことから近年の状況を考えて今後活用できる施設との間の中で私どもの課、あと防災部局と協議の上また調整を進めていきたいというふうに考えます。

以上です。

議 長 以上で6番議員、細田勝治君の一般質問を終わります。